

消防防災施設災害復旧費補助金交付要綱

平成23年5月2日消防消第72号
最終改正 令和3年4月1日消防消第70号

(通則)

第1条 復興庁設置法（平成23年法律第125号）第4条第2項第3号ハにより復興庁から配分された消防防災施設災害復旧費補助金（以下「施設復旧補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「交付規則」という。）、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「東日本大震災財政援助法」という。）、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号）、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の総務省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第128号）、復興庁設置法、復興庁設置法第4条第2項第3号イ及びロの事業を定める政令（平成24年政令第25号）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 施設復旧補助金は、東日本大震災財政援助法第2条第2項の特定被災地方公共団体（以下「特定被災地方公共団体」という。）並びに特定被災地方公共団体である市町村の加入する一部事務組合及び広域連合が行う同法第7条の消防の用に供する施設の復旧に要する経費について補助することにより、消防防災施設の整備を促進することを目的とする。

(補助対象施設)

第3条 施設復旧補助金の交付の対象となる消防防災施設（以下「補助対象施設」という。）は、別表第1のとおりとする。

(補助対象施設の規格)

第4条 補助対象施設の規格は、別表第2に定めるとおりとする。

2 補助対象施設は、新規製品でなければならない。ただし、既に整備済みの施設が前項の規格の一部を満たす場合又は復旧の必要がある既存の消防防災施設を修繕することにより当該消防防災施設が前項の規格を満たす場合は、この限りでない。

(補助事業の対象者)

第5条 施設復旧補助金の交付を受けることができる地方公共団体は、特定被災地方公共団体並びに特定被災地方公共団体である市町村の加入する一部事務組合及び広域連合とする。

(補助対象経費)

第6条 施設復旧補助金の補助対象経費は、別表第3に定めるとおりとする。ただし、第4条第2項ただし書の規定による修繕を行う場合は、当該修繕費を補助対象経費とする。

(補助率)

第7条 施設復旧補助金の補助率は、復興庁から配分された予算の範囲内で補助対象経費の3分の2以内とする。

(交付申請)

第8条 施設復旧補助金の交付の申請をしようとする地方公共団体は、交付申請書を、都道府県にあつては消防庁長官に、市町村（市町村の加入する一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）にあつては、都道府県知事を経由して消防庁長官に提出しなければならない。

2 交付申請書の様式及び当該交付申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 交付申請書の様式は別記様式第1によるものとする。
- (2) 交付申請書の提出部数は、都道府県にあつては1部、市町村にあつては2部（消防庁用正本1部、都道府県用副本1部）とする。
- (3) 当該交付申請書に添付すべき書類は、別表第4のとおりとする。ただし、別に定める場合にあつては、既に提出されたものとみなし、添付することを要しない。

3 都道府県知事は、第1項の交付申請書を受理したときは内容を審査し、別記様式第3による補助金交付調書に必要事項を記載のうえ、当該調書の写しを1部添付して消防庁長官に提出しなければならない。

(補助金交付調書)

第9条 都道府県知事は、前条第3項の補助金交付調書を補助金の額の確定等の記録のために保管しなければならない。

(交付の決定等)

第10条 消防庁長官は、第8条の規定により交付申請書の提出があつた場合には、法令及び予算の定めるところに従い、施設復旧補助金の交付を適当と認めるときは、施設復旧補助金の交付を決定するとともに交付の申請のあつた地方公共団体に対して交付決定の通知をする。

2 施設復旧補助金の交付の決定を受けた地方公共団体（以下「補助事業者」という。）が市町村である場合にあつては、総務大臣は都道府県の支出負担行為担当官（消防主管部長）に対し、支出負担行為計画の示達を行うものとする。

(交付の条件)

第11条 適正化法第7条及び交付規則第4条の規定に基づく交付条件は次のとおりとする。

- (1) 事務費を含む補助事業にあつては、補助事業の経費を事務費へ流用する場合には、別記様式第4により申請し、補助事業の経費の配分の変更について、消防庁長官の承認を受けることを要するものであること。
- (2) 補助事業について、次に掲げる変更を行う場合には、別記様式第5（エについては別記様式第6）により申請し、消防庁長官の承認を受けることを要するものであること。
 - ア 補助対象施設の種類又は補助金額を変更する場合
 - イ 補助対象施設の配置又は設置場所を変更する場合
 - ウ 補助対象施設の設計又は構造を変更する場合
 - エ 第4条に定める規格の一部を変更する場合

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽微な変更を行う場合には、同項の規定に基づく承認を受けることを要しないものとする。
- (1) 同一の市街地（消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）第2条第1号に規定する市街地をいう。）又は準市街地（消防力の整備指針第2条第2号に規定する準市街地をいう。）内において補助対象施設の配置又は設置場所を変更する場合
 - (2) 第4条に定める補助対象施設の規格の範囲内で設計又は構造を変更する場合で、補助金額に異動のない場合
- 3 補助事業を中止又は廃止する場合には、別記様式第7により申請し、消防庁長官の承認を受けることを要するものとする。
- 4 補助事業が交付申請書に記載した補助事業完了の予定日より遅延する場合には、当該年度内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは消防庁長官に、その他のときは都道府県知事（都道府県が補助事業者である場合は、消防庁長官。以下第6項、第12条第2項、第13条、第14条第1項から第3項まで、第15条第1項、第17条、第18条第1項及び第5項並びに第21条第3項において同じ。）に、別記様式第8により速やかに報告してその指示を求めるものとする。
- 5 施設復旧補助金により取得した補助対象施設は、補助事業完了後においても施設復旧補助金の交付の目的に従い、善良なる管理者の注意をもって効率的に運営管理しなければならない。
- 6 都道府県知事は、補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生ずると認められた場合において、適正化法第7条第2項の規定に基づき、施設復旧補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した施設復旧補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきことを命ずることができる。
- 7 都道府県知事は、第1項又は第3項の規定に基づき、変更等があったとき及び前項に照らし必要があると認めるときは、第9条の補助金交付調書の都道府県知事保管分に必要事項を記録しなければならない。

（申請の取下げ）

第12条 適正化法第9条第1項の規定に基づく申請の取下げをすることができる期限は、交付の決定の通知を受けた日から起算して20日以内とする。

2 前項の取下げは、都道府県知事に申し出ることによって行うものとする。

3 都道府県知事は、前項の申出があったときは速やかに消防庁長官に報告しなければならない。

（状況報告）

第13条 補助事業者は、適正化法第3条の趣旨に従い、施設復旧補助金の公正かつ効率的な使用と補助事業の誠実な執行に努めるとともに、同法第12条及び交付規則第6条の規定に基づき、補助事業の遂行の状況に関し、都道府県知事に必要に応じ報告しなければならない。

（補助事業の遂行等の命令）

第14条 都道府県知事は、適正化法第13条第1項の規定に基づき、補助事業者が施設復旧補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときは、その者に対し、これらに従って遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 都道府県知事は、適正化法第 13 条第 2 項の規定に基づき、補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。
- 3 都道府県知事は、前 2 項の命令に当たっては、適正化法第 24 条の規定に留意しなければならない。
- 4 都道府県知事は、第 1 項及び第 2 項の命令に当たっては、必要に応じ消防庁長官に報告を行い、指示を求めることができる。

(実績報告)

第 15 条 補助事業者は、補助事業を完了し、又は廃止した場合には、適正化法第 14 条の規定に基づき実績報告書を別記様式第 9 により都道府県知事に正本 1 部を提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、別表第 4 に掲げる書類を添付すること。ただし、既提出書類とその内容が全く同一の書類については、添付することを要しない。

(実績報告書の提出期限)

第 16 条 実績報告書の提出期限については、適正化法第 14 条前段の場合にあっては、補助事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 1 月以内又はその翌年度の 4 月 5 日までのいずれか早い日とし、適正化法第 14 条後段の場合にあっては、翌年度の 4 月 30 日とする。

(是正のための措置)

第 17 条 都道府県知事は、適正化法第 16 条の規定に基づき、補助事業の成果が施設復旧補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に命ずることができる。

(補助金の額の確定)

第 18 条 都道府県知事は、実績報告書による審査等のうえ、速やかに施設復旧補助金の額の確定を行い補助事業者に別記様式第 11 により通知しなければならない。

- 2 施設復旧補助金の確定額は、補助事業ごとの経費の配分に対応する実支出額に第 7 条に定める補助率を乗じて得た額の合計額とする。
- 3 都道府県知事は第 1 項の施設復旧補助金を確定し補助事業者に確定通知を行うときは、第 9 条に定める補助金交付調書の都道府県知事保管分に記録し、別記様式第 12 により、消防庁長官に速やかに報告するものとし、都道府県の支出官は総務大臣から精算のための支払計画の示達を受けるものとする。
- 4 施設復旧補助金の額の確定の通知は、実績報告書の受理後 20 日以内に行うものとする。
- 5 都道府県知事は確定を行った後、別記様式第 13 の実績報告検収調書に記入し、補助金交付調書と共に保管しなければならない。
- 6 都道府県知事は、当該都道府県における最終の施設復旧補助金の額を確定し報告する際には、実績報告検収調書の写しを消防庁長官に送付するものとする。

(支払)

第 18 条の 2 施設復旧補助金は、前条第 1 項の規定により交付すべき施設復旧補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、消防庁長官が必要であると認める場合には、第 10 条第 1 項に基づく交付決定の後にその全部又は一部について概算払いをすることが

できる。

(補助金の返還の期限)

第 19 条 施設復旧補助金の返還の期限については、適正化法第 18 条第 1 項の場合にあっては、施設復旧補助金の交付の決定の取消の通知の日から 20 日以内とし、適正化法第 18 条第 2 項の場合にあっては、施設復旧補助金の額の確定の通知の日から 20 日以内とする。ただし、施設復旧補助金の返還のための予算措置につき、当該団体の議会の議決を必要とする場合で、かつ本条の期限により難しい場合には、施設復旧補助金の額の確定の通知の日から 90 日以内で消防庁長官が別に定める日以内とすることができる。

(財産の処分の制限)

第 20 条 適正化法施行令第 13 条の規定に基づき処分の制限を受ける財産は、補助対象施設のうち、単価 50 万円以上のものとする。

2 補助事業により取得した財産の管理者は、補助事業により取得した財産を施設復旧補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供しようとする場合又は交付規則第 8 条に規定する期間内に廃棄しようとする場合には、適正化法第 22 条の規定に基づき、都道府県にあっては消防庁長官の承認を、市町村にあっては都道府県知事を経由して消防庁長官の承認を受けなければならない。

3 前項の承認を受けて当該施設を処分したことにより収入があった場合には、その収入の一部を国に納付させることができるものとする。

4 消防庁舎、消防団拠点施設及び備蓄倉庫のうち仮設構造の施設を補助事業により取得した財産の管理者が、第 1 項に規定する期間内に当該仮設構造の施設を処分しようとする場合には、残存価値額（処分する施設に係る国庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。）の割合を乗じて得た額をいう。）及び前項の収入を、仮設構造でない消防庁舎、消防団拠点施設及び備蓄倉庫の整備に充てることを条件として、適正化法第 22 条の規定にかかわらず、国庫納付を要しないこととする。

5 消防救急無線施設及び防災行政無線施設のうちアナログ通信方式によるもの（以下「アナログ無線施設」という。）を補助事業により取得した財産の管理者が、第 1 項に規定する期間内に当該アナログ無線施設を処分しようとする場合には、残存価値額及び第 3 項の収入を、デジタル通信方式による消防救急無線施設及び防災行政無線施設の整備に充てることを条件として、適正化法第 22 条の規定にかかわらず、国庫納付を要しないこととする。

(補助事業及び補助事業により取得した財産の承継等)

第 21 条 当該年度の補助事業のほか、前年度の補助事業により取得した財産の管理者の変更については、都道府県にあっては消防庁長官に、市町村にあっては都道府県知事を経由して消防庁長官に届出なければならない。

2 当該年度若しくは前年度の補助事業により取得した財産の配置又は設置場所の変更については、消防庁長官の承認を受けなければならない。

3 前々年度以前の補助事業により取得した財産の配置又は設置場所の変更及び前条に定める以外の財産の処分については、当該財産を取得してから 5 年の間は理由を付して都道府県知事に届出なければならない。

4 都道府県知事は前条及び前3項の処分等があった場合には第9条の補助金交付調書の都道府県知事保管分に記録しなければならない。

(補助事業の検査等)

第22条 補助事業は、補助事業者の定める財務規則等に基づく検収又は竣工検査に合格のうち完了するものとし、補助事業者は財産台帳に記録するとともに、仕様書又は構造図等関係書類を必要に応じ保管しなければならない。

2 総務大臣又は都道府県知事は、適正化法第23条の規定に基づき施設復旧補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは職員をして検査等をさせることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証票(別記様式第14)を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(その他)

第23条 第4条に定める規格以外のもの(基本設計の変更を要するものを除く。)を補助対象施設に付加するときは、補助対象事業に係る部分と補助対象事業にならない部分の経費の区分を明確にするとともに、その内容を明記した書類を第15条に定める実績報告書に添付するものとする。

2 基本設計の変更を要するようなものを補助対象施設に付加することはできない。

第24条 補助対象施設の規格の細目その他の必要な事項は、別に定める。

附 則(平成23年5月2日消防消第72号)

この要綱は、平成23年5月2日から施行し、東日本大震災の発生後に開始された事業から適用する。

附 則(平成24年4月6日消防消第88号)

- 1 この要綱は、平成24年度分の補助金から適用する。
- 2 平成23年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成26年4月1日消防消第78号)

- 1 この要綱は、平成26年度分の補助金から適用する。
- 2 平成25年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成28年4月8日消防消第71号)

- 1 この要綱は、平成28年度分の補助金から適用する。
- 2 平成27年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附 則(令和元年5月1日消防消第51号)

- 1 この要綱は、令和元年度分の補助金から適用する。
- 2 平成30年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附 則(令和3年4月1日消防消第70号)

- 1 この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。
- 2 令和2年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

別表第 1

	補助対象施設
1	消防庁舎（訓練施設及び仮設の消防庁舎を含む。）
2	消防団拠点施設等整備事業（仮設の消防団拠点施設を含む。）
3	耐震性貯水槽
4	備蓄倉庫（仮設の備蓄倉庫を含む。）
5	防火水槽
6	林野火災用活動拠点広場
7	画像伝送システム（施設分）
8	消防救急無線施設
9	防災行政無線施設
10	消防指令センター整備事業
11	ヘリコプター離着陸場
12	その他の消防の用に供する施設

別表第2

第1 消防庁舎

消防庁舎の規格は次によるものでなければならない。

- 1 消防庁舎の構造は、鉄筋コンクリート造等の堅ろうな構造で、耐震性を有するものであること。
- 2 消防庁舎の規模は、消防庁舎を使用する消防機関の所掌事務の内容、組織の構成、消防職員数及び保有する消防用車両数を適切に反映して設定されるものであり、原則として、被害を受けた消防庁舎と同等の規模を上回らないものであること。
- 3 消防庁舎の建築材料、附帯設備等は、品質、性能、耐久性等が総合的に勘案され、長期的にみて建設、修繕、保全等に要する全体の費用の節減が図られるよう配慮されたものであること。
- 4 訓練施設の規格は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造等の堅ろうな構造で、消防活動のための訓練を有効かつ安全に実施可能なものであること。
- 5 被害を受けた消防庁舎の復旧が完了するまでの間、消防庁舎をプレハブ工法等により仮設構造で建設する場合には、当該仮設構造の消防庁舎も対象とするものであること。

第2 消防団拠点施設等整備事業

消防団拠点施設等の規格は、鉄筋コンクリート造等の堅ろうな構造で、消防防災用車両、資機材等が収容でき、待機室、更衣室等の消防団活動の拠点としてふさわしい施設を備えた消防団の拠点施設又は消防団員が体力を錬成するための設備を設置するための施設を整備するもの（増築又は改築を含む。）であること。なお、被害を受けた消防団拠点施設等の復旧が完了するまでの間、消防防災用車両、資機材等が収容でき、消防団活動の拠点となる施設等をプレハブ工法等により仮設構造で建設する場合には、当該仮設構造の消防団拠点施設等も対象とするものであること。

第3 耐震性貯水槽

- 1 耐震性貯水槽の規格は次によるものでなければならない。

(1) 形状等は、次のとおりであること。

ア 地下に埋設し、一層式で有蓋のものであること。

イ 容量は40 m^3 以上であること。

ウ 容量の算定は、連結立管（吸管投入孔の地上部と水槽頂版を結ぶ管をいう。）を含む吸管投入孔及び集水ピット（消防水利の有効利用を図るため、水槽の底部の一部に設置される取水部分をいう。）の容量を除き本体の容量を算定するものであること。

エ 水槽底の深さは、地上から取水可能な程度であること。

(2) 吸管投入孔は、次のとおりであること。

ア 頂版部に設置するもの（容量が1,500 m^3 以上の場合は4以上とする。）とし、水槽本体の強度を損なわない位置とすること。

イ 原則として丸型とし、直径が60cm以上であること。

ウ 蓋及び蓋を受ける口環を設置するものとし、これらの材質は必要な強度及び耐食性を有するものであること。

エ 連結立管を設置する場合は、移動しないよう水槽本体に取り付けるものとし、水槽本体の強度を損なわないものであること。

(3) 耐震性を有し、かつ、水密性の構造のものであること。この場合、地震時の自重及び固定負載重量に起因する慣性力、地震時土圧及び内水の地震時動水圧は、設置場所の地盤等の条件に基づき耐震設計の計算を行い設計水平震度を求める場合（工場において生産された部材を使用して建設される耐震性貯水槽（以下「二次製品耐震性貯水槽」という。）を除く。）を除き、設計水平震度を0.288として計算すること。

(4) 上載荷重等は、次のとおりであること。

交通荷重は、設置場所が道路で道路管理者との取り決めがない場合又は道路以外で交通荷重が予想される場所に設置する場合には次の条件による。

ア 自動車荷重は、設置場所の状況によりT-20荷重（200kN）又はT-25荷重（250kN）

で、土中に45度分散させた等分布荷重とすること。

イ 自動車荷重の衝撃係数は30%とすること。

ウ 歩道部には群集荷重 5 kN/m²を載荷すること。

エ 交通荷重を載荷しない場合には、原則として不測荷重として10kN/m²を載荷すること。

(5) 主要構造材料及び部材厚等は、次のとおりであること。

ア コンクリートの設計基準強度は、耐久性、水密性を考慮し、現場打ち耐震性貯水槽にあつては24N/mm²以上、二次製品耐震性貯水槽にあつては30N/mm²以上とすること。

イ 鉄筋は主鉄筋及び配力鉄筋とも原則としてJISG3112に適合するSD295又はSD345を使用すること。

ウ 頂版、側版、底版には断面算定上は鉄筋を必要としない部分も含めて断面の内側及び外側に直交する各方向とも直径13mm以上の異形鉄筋を30cm以下の中心間隔で配置すること。

エ 鋼材（鋼板）は、コンクリート被覆又は防錆処理が施されたものであること。

オ FRPは、強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂及びガラス繊維強化材を使用したものであること。

カ 主要構造部材の厚さは、現場打ち耐震性貯水槽にあつては30cm以上、二次製品耐震性貯水槽のRC部材にあつては20cm以上、PC部材にあつては15cm以上、鋼鑄材にあつては3.2mm以上、FRP部材にあつては4.5mm以上とし、構造形式に応じて適切に設定すること。

キ 栗石等により、必要な基礎固めをしてあること。

(6) 集水ピットは、次のとおりであること。

ア 十分な強度を有し、かつ、水密性が確保されるものであること。

イ 吸管投入孔のおおむね直下に設置すること。

ウ 一辺の長さ又は直径が60cm以上で、かつ、深さが30cm以上であること。

エ 水槽本体との接合部は、漏水のおそれのない構造であること。

2 地上設置型の規格は1の(6)によるほか、次によるものでなければならない。

(1) 形状等は、次のとおりであること。

ア 地上に設置し、一層式で有蓋のものであること。

イ 容量は40m³以上であること。

(2) 耐震性を有し、かつ、水密性の構造のものであること。この場合、地震時の自重に起因する慣性力、内水の地震時動水圧は、設置場所の地盤等の条件に基づき耐震設計の計算を行い設計水平震度を求める場合（二次製品耐震性貯水槽を除く。）を除き、設計水平震度を0.288として計算すること。

(3) 主要構造材料及び部材厚等は、1の(5)のアからエまでによるほか、次によること。主要構造部材の厚さは、現場打ち耐震性貯水槽にあつては30cm以上、二次製品耐震性貯水槽のRC部材にあつては20cm以上、PC部材にあつては15cm以上、鋼鑄材にあつては3.2mm以上とし、構造形式に応じて適切に設定すること。

(4) 専用導水装置（貯水槽内の水を吸水するために、消防ポンプの吸管を接続する採水口と貯水槽内と採水口を連結する導水管からなる設備をいう。）は2個以上（容量が1,500m³以上の場合は4個以上とする。）設置するものとし、耐食性を有するものであることのほか、次によること。

ア 採水口は呼び寸法75mmのメネジとし、JISB9912に適合するもの又はこれと同等以上のものであること。

イ 導水管は採水口1個ごとの単独配管とし、口径は毎分1m³以上取水できるものであること。

(5) 吸管投入孔を設置する場合は、1の(2)のアからウまでによること。

(6) 空気弁（採水時に貯水槽内が負圧にならないよう貯水槽上部に設置する弁をいう。）は、吸水に支障のない口径とし、耐食性を有するものであること

(7) 人孔（貯水槽内の点検に出入りするために設置する有蓋の開口部をいう。）は、次のとおりであること。

ア 頂版部に設置するもの（容量が1,500 m^3 以上の場合は2箇所以上とする。）とし、貯水槽の強度を損なわない位置とすること。

イ 原則として丸型とし、直径が60cm以上であること。

ウ 材質は、必要な強度及び耐食性を有するものであること。

3 飲料水兼用型の規格は1（(2)を除く。）並びに2の(4)、(6)及び(7)によるほか、流入管及び流出管には緊急遮断装置を設置することができる。

4 飲料水兼用地上設置型の規格は2（(5)を除く。）によるほか、流入管及び流出管には緊急遮断装置を設置することができる。

5 原則として耐震性貯水槽の直近にその所在が明確に確認できるよう標識を設置しなければならない。ただし、当該耐震性貯水槽の設置位置、道路状況等により標識の設置が特に困難な場合はこの限りでない。

第4 備蓄倉庫

備蓄倉庫の規格は次によるものでなければならない。

1 耐震性を有し、かつ、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）とすること。

2 延べ床面積は30 m^2 以上であること。

3 立地に当たっては、次の条件を満たすものであること。

(1) 周辺に危険物を扱う施設がないこと。

(2) 水害等の危険性のない土地であること。

(3) 輸送用車両が迅速に運行できる道路に面していること。

4 構造及び設備は、次の条件を満たすものであること。

(1) 備蓄品の搬出が迅速に行い得る構造とすること。

(2) (1)の構造により難しい場合は、搬出が迅速に行い得る設備、機械等を設けること。

(3) 停電時においても搬出に支障をきたさないよう非常用電源設備を設けること。

5 被害を受けた備蓄倉庫の復旧が完了するまでの間、備蓄倉庫を仮設構造で建設する場合には、当該仮設構造の備蓄倉庫も対象とするものであること。

第5 防火水槽

1 防火水槽は有蓋、無蓋又は無底であること。

2 有蓋の防火水槽の規格は次によるものでなければならない。

(1) 形状等は、次のとおりであること。

ア 地下式又は半地下式（地表面上の高さは50cm以下であること。）のものであり、かつ、漏水のおそれのない構造であること。

イ 一層式であること。

ウ 底設ピット（消防用水の有効利用を図るため、水槽の底部の一部に設置される取水部分をいう。）を有していること。

エ 水槽底の深さは、底設ピットの部分を除き地表面から4.5m以内であること。

(2) 底設ピットは、次のとおりであること。

ア 十分な強度を有し、かつ、水密性が確保されるものであること。

イ 吸管投入孔のおおむね直下に設置すること。

ウ 一辺の長さ又は直径が60cm以上で、かつ、深さが50cm以上であること。

エ 水槽本体との接合部は、漏水のおそれのない構造であること。

(3) 吸管投入孔は、第3の1の(2)によること。

(4) 容量の算定は、底設ピット及び連結立管を含む吸管投入孔の容量を除き本体の容量を算定するものであること。

(5) 上載荷重、自重、土かぶり荷重、土圧、地下水圧、内水圧及び浮力に対する強度を有し耐久性があること。この場合の上載荷重は、10 kN/m^2 の荷重を考慮するものであること。

- (6) 主要構造材料及び部材厚等は、次のとおりであること。
- ア コンクリートは、材料の均質性、水密性、耐久性を考慮して設計基準強度（4週圧縮強度）は、現場打ち防火水槽にあっては $24\text{N}/\text{mm}^2$ 以上、工場において生産された部材を使用して建設される防火水槽（以下「二次製品防火水槽」という。）にあっては $30\text{N}/\text{mm}^2$ 以上のものであること。
 - イ 鉄筋は、主鉄筋及び配力鉄筋は原則として直径 13mm 以上の異形鉄筋を $1,600\text{kg}$ 以上使用するものであること。
 - ウ 鋼材（鋼板）は、コンクリート被履又は防錆処理が施されたものであること。
 - エ FRPは、強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂及びガラス繊維強化材を使用したものであること。
 - オ 頂版、側版、底版及び底設ピットの躯体の厚さは、現場打ち防火水槽にあっては 20cm 以上、二次製品防火水槽のRC部材にあっては 20cm 以上、PC部材にあっては 15cm 以上、鋼製部材にあっては 3.2mm 以上、FRP部材にあっては 4.5mm 以上であること。
 - カ 給・排水又は吸水のための配管等が原則として底版又は側版部に設置されていないものであること。
 - キ 栗石等により、必要な基礎固めをしてあること。
- 3 無蓋の防火水槽の規格は次によるものでなければならない。
- (1) 鉄筋コンクリート造りの半地下式（地表面上の高さは、 50cm 以下であること。）のものであり、漏水のおそれのない構造であること。
 - (2) 2の(1)のイからエまで並びに(2)のア、ウ及びエの規定は、無蓋の防火水槽について準用する。
 - (3) 容量の算定は底設ピットの容量を除き本体の容量を算定するものであること。
 - (4) 人命の危険防止等のために必要なさく等を施してあること。
 - (5) 構造の主要部分の資材状態は次のとおりであること。
 - ア 栗石等により、必要な基礎固めをすること。
 - イ 鉄筋は、直径 9mm 以上のものを 700kg 以上使用するものであること。
 - ウ 躯体コンクリートの強度は、4週圧縮強度で $18\text{N}/\text{mm}^2$ 以上とし、各面の厚さは、それぞれ 20cm 以上であること。
- 4 無底の防火水槽の規格は次によるものでなければならない。
- (1) 鉄筋コンクリート造りの地下式有蓋のものであること。
 - (2) 吸管投入孔は原則として丸型とし、直径 60cm 以上であること。
 - (3) 吸水落差は、毎分 1.35m^3 以上で30分以上の連続吸水を行った場合において 4.5m 以下であること。
 - (4) 構造の主要部分の資材状態は次のとおりであること。
 - ア 底面部には厚さ 30cm 以上の栗石等を敷きつめてあること。
 - イ 鉄筋は直径 9mm 以上のものを 800kg 以上使用するものであること。
 - ウ 躯体のコンクリートの強度は、4週圧縮強度で $18\text{N}/\text{mm}^2$ 以上とし、各面（吸管投入孔の部分を除く。）の厚さは、それぞれ 20cm 以上であること。
 - エ 吸管投入孔の蓋の部分については、必要な強度を有するものであること。
- 5 原則として防火水槽の直近にその所在が明確に確認できるよう標識を設置しなければならない。ただし、当該防火水槽の設置位置、道路状況等により標識の設置が特に困難な場合はこの限りでない。
- 第6 林野火災用活動拠点広場
- 1 林野火災用活動拠点広場は、空中消火活動用広場、資機材保管等施設及び空中消火等資機材の全部又は一部をもって構成されるものであること。
 - 2 空中消火活動用広場の規格は次によるものでなければならない。
 - (1) 設置場所は、災害時にヘリコプターが安全に離着陸できる場所であること。
 - (2) 砂じん等が飛散しないよう、接地帯部分及びその周囲に芝張り、舗装等を施したものであること。

- (3) 付近の消防水利の状況を勘案して貯水槽を整備する場合には、規格は次によるものでなければならない。
- ア 常時貯水量は、40㎡以上で、付近の消防水利の水量を勘案して空中消火薬剤調整に必要な水量を確保できる容量であること。
 - イ 貯水槽は有蓋又は無蓋とし、有蓋貯水槽にあつては第5の2に定める防火水槽（有蓋）の規格を満たすものであり、無蓋貯水槽にあつては、第5の3に定める防火水槽（無蓋）の規格を満たすものであること。
 - ウ イの規定にかかわらず、原則として給排水設備を付設すること。
- 3 資機材保管等施設の規格は次によるものでなければならない。
- (1) 資機材保管室、待機室、仮眠室、便所、その他必要な施設をもって構成されるものであること。
 - (2) 新築で地域の特性に応じた耐火構造であること。
 - (3) 資機材保管室は、消火薬剤が固形化しないよう自然換気設備、機械換気設備又は空気調和設備を設けること。
 - (4) 資機材保管室は、資機材の搬入搬出が容易に行われる構造であること。
 - (5) 風向風速計、吹流し、照明設備、通信設備、拡声器、サイレン、リヤカー等空中消火等補給作業に必要な設備を配備すること。
 - (6) 毛布、簡易ベッド等待機又は仮眠のために必要な設備を配備すること。
- 4 空中消火等資機材の規格は次によるものでなければならない。
- (1) 空中消火等資機材は、次に掲げる資機材の全部又は一部をもって構成されるものであること。
 - ア 消火薬剤散布装置
 - イ 混合機
 - ウ かくはん機
 - エ 粉碎機
 - オ 組立水槽
 - カ 可搬式動力ポンプ
 - キ ホース
 - ク 吸管
 - ケ ベルトコンベア
 - コ 可搬式散水装置
 - (2) 消火薬剤散布装置の規格
 - ア ヘリコプターの下部に懸吊し、ヘリコプター内部からの電動操作により上空から目的地に消火薬剤を放出散布することができる構造であること。
 - イ ヘリコプターに懸吊飛行の際、消火薬剤散布前、散布後のいずれの場合にあつても、毎時飛行速度110kmで安全性があること。
 - ウ 散水装置本体、スプリングベルト、電源ボックス、コントロールボックス及びコードで構成されるものであること。
 - (3) 混合機の規格
 - ア 水流を利用し水に消火薬剤及び展着剤を混合して、消火用水溶液をつくるものであること。
 - イ 組立水槽の上に備えることができる構造であること。
 - (4) かくはん機の規格
 - ア 回転羽根の回転等により、水に消火薬剤及び展着剤をかくはんして消火用水溶液をつくるものであること。
 - イ 組立水槽の上に備えることができる構造であること。
 - (5) 粉碎機の規格
 - ア 固形化した消火薬剤を水に容易に混合、かくはんできるよう粉碎するものであること。

イ 粉碎爪、粉碎刃等の粉碎部分は、手が触れない安全な構造であること。

(6) 組立水槽の規格

内容積が約2.5㎡以上であり、空重量が60kg以下であること。

(7) 可搬式動力ポンプの規格

動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号）第21条に掲げるポンプの級別がB-3級以上に適合するものであること。

(8) ホースの規格

消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第22号）の呼称65に適合するものとし、その長さ20mであること。

(9) 吸管の規格

ア 消防用吸管の技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第25号）の呼称75又は呼称90に適合するものとし、長さ6m以上であること。

イ 吸管には、ストレーナー及びちりよけ籠をつけること。

(10) ベルトコンベアの規格

ア 全長4m以上であり、最大能力は毎時30t以上であって、動力用エンジンを備えるものであること。

イ ベルトコンベアの使用傾斜角は、18度以上であること。

(11) 可搬式散水装置の規格

ア 背負いバンド付水袋、手動式ポンプ及びホースから構成されるものであること。

イ 消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）第1条の2第13号に規定するA火災について、同令第3条の規定により測定した能力単位が2以上の性能を有するものであること。

第7 画像伝送システム（施設分）

1 画像伝送システム（施設分）は、次に掲げる施設が一体となって構成されるものであること。ただし、消防用高所監視施設と同等の機能を有する既存の施設を利用する場合は、(1)のみで構成することができる。

(1) 消防本部地球局施設

(2) 消防用高所監視施設（鉄塔又は鉄柱の整備を伴うものであって、その整備数は原則として3を上限とする。ただし、市街地を網羅できない等の事情がある場合にあっては、この限りでない。）

2 消防本部地球局施設

(1) 規格概要

本施設は、衛星通信ネットワークに接続して消防庁、都道府県及び他の消防本部と消防防災通信を行うもので、次に掲げる装置を整備するものであること。

ア アンテナ装置

イ 送受信装置

ウ 搬送端局装置

エ 映像送出装置

オ 映像受信装置

カ 一斉受令装置

キ 電源装置

(2) 機能

本施設は次の機能を有すること。

ア 個別通信機能

イ IP型データ伝送機能

ウ 一斉受令機能

エ 映像送出機能

(3) 装備回線

本施設は最低次の回線を有すること。

ア 個別通信／IP型データ伝送回線 5回線

イ 一斉受令回線 2回線

ウ 映像送受信回線 1回線

第8 消防救急無線施設

- 1 消防救急無線施設は、消防救急活動において、音声通信や活動に必要な各種データの収集・伝達等について迅速かつ的確な通信連絡を確保するために整備するものであること。
- 2 本施設に使用する無線施設については、電波法（昭和25年法律第131号）及び同法関係規則等に規定する条件に適合するアナログ通信方式又はデジタル通信方式によるものであること。
- 3 消防救急無線施設の規格は、消防救急無線の運用に必要な施設として消防庁長官が認めるものであること。

第9 防災行政無線施設

- 1 防災行政無線施設は、市町村とその出先機関、当該市町村の車両、当該市町村内の防災機関（病院、電気、ガス、通信事業者等）、自主防災組織、集落等との間において、災害情報の収集・伝達、気象予警報の伝達等について迅速かつ的確な通信連絡を確保するために整備するものであること。
- 2 本施設に使用する無線施設については、電波法及び同法関係規則等に規定する条件に適合するアナログ通信方式又はデジタル通信方式によるものであること。
- 3 防災行政無線施設の規格は、防災行政無線の運用に必要な施設として消防庁長官が認めるものであること。

第10 消防指令センター整備事業

消防指令センターの規格は、指令装置、指揮台、表示盤、無線統制台、指令電送装置、自動車運用管理装置、消防用高所監視施設等をもって構成され、火災・救急等の受付指令業務が有効に行える施設として消防庁長官が認めるものであること。

第11 ヘリコプター離着陸場

ヘリコプター離着陸場は、ヘリコプターが安全に離着陸できる場所に設置され、次に掲げる施設のうち補助事業者が選択するものをもって構成されるものであること。

- 1 滑走路及び駐機場の規格は次によるものであること。
 - (1) ヘリコプターが安全に離着陸できる強度を有するアスファルト舗装又はコンクリート舗装であること。
 - (2) 砂じん等が飛散しないよう、滑走路の周囲に芝張、舗装等を施したものであること。
- 2 格納庫（資材庫、部品庫及び整備工作室を含む。）の規格は次によるものであること。
 - (1) 格納庫の面積は、保有するヘリコプターの格納及び整備等が行える十分な広さを有するものとし、建築基準法に適合する準耐火構造又は耐火構造の建築物であること。
 - (2) 消防法（昭和23年法律第186号）に適合する粉末消火設備又は泡消火設備を設置すること。
 - (3) エンジンの部分をつり上げるためのホイスト装置が設けられていること。
- 3 給油施設は、貯油槽は地下式とし、1基あたりの最大貯油量がおおむね10k1のものを2基設けること。
- 4 照明施設は、航空法（昭和27年法律第231号）に適合する飛行場灯火であること。

第12 その他の消防の用に供する施設

その他の消防の用に供する施設の規格は、第1から第11までに掲げる施設以外の施設で、消防庁長官が必要かつ適正と認めるものであること。

別表第3

- 1 「消防庁舎」の補助対象経費は、(1)本工事費（施設整備に必要な工事費又は工事請負費）、(2)附帯工事費、(3)設備費、(4)事務雑費（工事施行に伴い必要な事務に要する経費。ただし、本工事費の3%以内（仮設構造の場合にあっては15%以内とする。）とする。）とする。
- 2 「消防団拠点施設等整備事業」の補助対象経費は、(1)工事費（施設整備に必要な工事費又は工事請負費（ホースタワー設置費、門、囲障、排水施設等の外構工事費を含む。）、(2)事務雑費（工事施工に伴い必要な事務に要する経費。ただし、工事費の2.9%以内（仮設構造の場合にあっては15%以内とする。）とする。）とする。
- 3 「耐震性貯水槽」の補助対象経費は、(1)工事費（施設整備に必要な工事費又は工事請負費（飲料水供給施設に要する経費を除く。）、(2)事務雑費（工事施工に伴い必要な事務に要する経費。ただし、工事費の2.9%以内とする。）とする。
- 4 「備蓄倉庫」の補助対象経費は、(1)工事費（施設整備に必要な工事費又は工事請負費（門、囲障、排水施設、構内通路及び外構整備に要する経費を含む。）、(2)事務雑費（工事施工に伴い必要な事務に要する経費。ただし、工事費の2.9%以内（仮設構造の場合にあっては15%以内とする。）とする。）とする。
- 5 「防火水槽」の補助対象経費は、(1)本工事費（直営のときは労務費、材料費（運搬費を含む。以下同じ。）、損料、保険料等をいい、請負のときは労務費、材料費、損料、諸経費（請負業者が負担する保険料、請負業者の利潤等をいう。ただし、本工事費の5%以内とする。）等をいう。）、(2)工事雑費（工事現場において、必要な備品購入費、消耗品費、光熱水費等をいう。ただし、本工事費の2%以内とする。）、(3)事務雑費（工事に伴う職員の旅費、備品購入費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等をいう。ただし、本工事費及び工事雑費の合計額の2.9%以内とする。）とする。
- 6 「林野火災用活動拠点広場」の空中消火活動用広場及び資機材保管等施設の補助対象経費は、(1)建築工事費（直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費）、(2)工事雑費（建築工事費の2%以内とする。ただし、人件費は除く。）、(3)事務雑費（工事施工に伴い必要な事務に要する経費。ただし、建築工事費及び工事雑費の合計額の2.9%以内とする。）とし、空中消火等資機材の補助対象経費は、消火薬剤散布装置、混合機、かくはん機、粉碎機、組立水槽、可搬式動力ポンプ、ホース、吸管、ベルトコンベア及び可搬式散水装置のうち、補助事業者が選択するものの購入費とする。なお、補助事業者が定める林野火災用活動拠点広場整備計画に基づき、林野火災用活動拠点広場を構成する区分の一部を整備する場合にも、これを補助対象施設とする。
- 7 「画像伝送システム（施設分）」の補助対象経費は、(1)建築工事費（直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費）、(2)工事雑費（建築工事費の2%以内とする。ただし、人件費は除く。）、(3)事務雑費（工事施工に伴い必要な事務雑費であって、建築工事費及び工事雑費の合計額の2.9%以内とする。）とする。
- 8 「消防救急無線施設」、「防災行政無線施設」及び「消防指令センター整備事業」の補助対象経費は、(1)工事費（施設整備に必要な工事費又は工事請負費（通信施設の据付及び調整に必要な経費を含む。）、(2)事務雑費（工事施工に伴い必要な事務に要する経費。ただし、工事費の30%以内とする。）、(3)その他施設に必要な資機材等の購入費とする。
- 9 「ヘリコプター離着陸場」及び「その他の消防の用に供する施設」の補助対象経費は、(1)工事費（施設整備に必要な工事費又は工事請負費）、(2)事務雑費（工事施工に伴い必要な事務に要する経費。ただし、工事費の2.9%以内とする。）とする。

別表第4

添付書類一覧表

	交付申請書に添付する書類				実績報告書に添付する書類											
	設計書別記様式第2	構造図又は設計図	位置図及び用地占有状況の説明書	被災状況報告書	契約書の写又は請書の写	納品書の写又は竣工届の写	検収調書の写又は竣工検査書の写	設計書別記様式第10に準じたもの	構造図又は設計図	位置図及び用地占有状況の説明書	栗石厚又は基礎工事及び配筋関係を示す写真	躯体コンクリートの強度を証明する書類	検査済証の写	無線免許状の写	施設及びその配置又は設置場所を明示する写真	中継方式図及び法令等に基づく検査又は認定されたことを示す証票の写
				注1	注2	注3	注4									
消防庁舎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
消防団拠点施設等整備事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
耐震性貯水槽	○	○	○	○	○	○	○	○注5	○	○注5	○注5				○	
備蓄倉庫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
防火水槽	○	○	○	○	○	○	○	○注5	○	○注5	○注5				○	
林野火災用活動拠点広場	○	○	○	○	○	○	○注6	○注5	○注7	○注5	○注5				○	
画像伝送システム(施設分)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○注8	○	
消防救急無線施設	○	○		○	○	○	○	○注9						○	○	
防災行政無線施設	○	○		○	○	○	○	○注9						○	○	
消防指令センター整備事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○注10	○注10					○	○注11
ヘリコプター離着陸場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	
その他の消防の用に供する施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	

- 注1 被災状況報告書は、被災した施設の場所及び状況が確認できる書類とし、適宜写真を添付すること。
- 注2 契約書の写又は請書の写は、直接工事で行う場合は、支出証拠書類（領収書）の写とする。
- 注3 納品書の写は、第4条に定める規格を充足することを示す仕様書の写を添付すること。
- 注4 検収調書の写又は竣工検査書の写は、補助事業者の財務規則等に基づくものとする。
- 注5 二次製品耐震性貯水槽、二次製品防火水槽及び二次製品貯水槽（以下「二次製品耐震性貯水槽等」という。）については、構造図又は設計図、栗石厚又は基礎工事及び配筋関係を示す写真並びに躯体コンクリートの強度を証明する書類に代えて、当該二次製品耐震性貯水槽等を製造する工場の試験設備及び品質管理に係る審査記録書並びに当該二次製品耐震性貯水槽等の設計図（組立図、部材図、配筋図、鉄筋加工図及び接合部詳細部図を含む。）、構造計算書、材料証明書及び施工要領書並びに当該二次製品耐震性貯水槽等について個別にこれらの仕様等により製造されたことを確認した記録を添付するものとする。
- この場合において、JIS規格（JISQ0065（ISO／IECガイド65））に定める要求事項に基づき二次製品耐震性貯水槽等の認証業務を行う第三者機関（これらの書類を保管する者に限る。）が当該二次製品耐震性貯水槽等について個別に交付要綱に定める規格に適合する旨を証する書類に代えることができるものとする。
- 注6 林野火災用活動拠点広場のうち空中消火活動用広場及び資機材保管等施設については、設計書及び構造図又は設計図を添付するものとする。
- 注7 林野火災用活動拠点広場の添付書類のうち位置図及び用地占有状況の説明書には、詳細な配置図を添付するものとする。
- 注8 画像伝送システム（施設分）のうち消防本部地球局施設については、無線局免許状の写を添付するものとする。
- 注9 消防救急無線施設及び防災行政無線施設の添付書類のうち構造図又は設計図は、設置状態を示す平面図、回線構成図とする。
- 注10 消防指令センター整備事業のうち消防用高所監視施設については、位置図及び用地占有状況の説明書、栗石厚又は基礎工事及び配筋関係を示す写真を添付するものとする。
- 注11 消防指令センター整備事業のうち指令装置、指令電送装置又は出動車両運用管理装置については、中継方式図及び法令等に基づく検査又は認定されたことを示す証票の写を添付するものとする。
- ※ その他消防庁長官が必要と認めるものについては別途通知する。

消防庁長官

補助事業者の名称
その長の職、氏名

年度消防防災施設災害復旧費補助に係る補助金の交付申請書

年度消防防災施設災害復旧費補助事業について補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請する。

1 補助事業の目的

2 補助事業の内容、総事業費及び補助金額

(単位：千円)

補助事業名	配置又は設置場所	数 量	総事業費	補助対象事業費	補助金額
計					

3 契約の方法、契約の予定日及び補助事業完了の予定日

補助事業名	契約の方法	契約予定日	補助事業完了の予定日	備 考
		交付決定の日から 日以内	契約の日から 日以内	

4 添付書類

記載上の注意

ア 補助事業名欄には、例に従い正確に記載すること。

(例) 耐震性貯水槽 (二次)

防火水槽 有蓋

林野火災用活動拠点広場 (空中消火用活動広場) 等

イ 同一補助事業名のものを2以上購入しようとする場合において、配置又は設置場所及び数量を異にする場合は、それぞれ行を異にして記載し、備考欄に配置又は設置場所を記載すること。

ウ 配置又は設置場所欄は、消防指令センター整備事業にあつては、配置する消防機関名(消防本部名、消防署名、消防出張所名等)、その他の施設にあつては、設置場所の地番を記載すること。

エ 総事業費欄には、単独事業部分を含めた経費を、補助対象事業費欄には補助対象規格に係る経費をそれぞれ記載し、千円未満の端数は切り捨てること。

オ 契約の方法欄には、競争入札又は随意契約の別を記載すること。

カ 耐震性貯水槽等で請負方式によらず直轄方式によるものについては、「契約予定日」とあるのは「着工予定日」と、補助事業完了の予定日欄中「契約の日」とあるのは「着工の日」と読み替えるものとする。

キ 補助事業の完了の予定日欄に記載する補助事業の完了の日は、必要な検査証等の交付された日又は検収の日のうち、いずれか遅い日とする。

ク 設計書、構造図又は設計図が必要な場合で、同一のものが2個以上となる場合には、設計書等は1個分のものだけを作成し、施工箇所は別紙にして差し支えない。

ケ 位置図は、耐震性貯水槽にあつては1万分の1程度の縮尺のものを、防火水槽にあつては半径140m以内の防火対象物の位置が確認できる程度の縮尺のものを使用すること。また、林野火災用活動拠点広場についてはヘリコプター離着陸の障害となる周辺の工作物等の位置及び高さを記載すること。

コ 用地占有状況の説明は、位置図に簡単に記載して差し支えない。

サ 林野火災用活動拠点広場の配置図には、空中消火活動用広場(貯水槽を含む。)及び資機材保管等施設を記載すること。

別記様式第 2

設 計 書		
工 事 件 名	○○○○○○○○○○○○新設工事	
施 設 箇 所	○○○○町字○○○○番地（又は別紙）	
工 事 内 容	（規格の概要）	
設 計 総 額	千円	構成比%
内 訳	本工事費 諸経費 工事雑費 事務雑費 付帯工事費	

記載上の注意

- ア 工事件名については、現場打ち防火水槽 1 基、現場打ち耐震性貯水槽 1 基等の例によること。
- イ 工事内容は、消防庁舎及び消防団拠点施設等整備事業にあつては、鉄筋コンクリート造 階建（延面積 m^2 ）、耐震性貯水槽、防火水槽及び林野火災用活動拠点広場の貯水槽にあつては、縦 m 、横 m （又は内径 m ）、深さ m 、備蓄倉庫及び林野火災用活動拠点広場の資機材保管等施設及びヘリコプター離着陸場の格納庫にあつては、鉄筋コンクリート造 1 棟（床面積 m^2 ）、林野火災用活動拠点広場の空中消火活動用広場（貯水槽を除く。）及びヘリコプター離着陸場（格納庫を除く。）にあつては、面積 m^2 等の例によること。なお、画像伝送システム（施設分）及び消防指令センター整備事業については、不要とする。

補助金交付調書（ 年度）

都道府県名 _____

(単位：千円)

地方公共 団 体 名	補助対象 施設の種類	配置（設 置）場所	数量	補助 金額	被災状況 報告書 一連番号	交付決 定番号	交 付 定 決 定 年月日	変更内容 廃止理由	変更等承 認年月日	補 助 対 象 事業に係る 実 支 出 額	確定額	確定 番号	確 定 年月日	処分制限 期間

- (注) 1 補助対象施設の種類のについては、交付申請書の補助事業名欄の記載例により記載すること。
 2 配置（設置）場所については、交付申請書の配置又は設置場所の記載例により記載すること。
 3 被災状況報告書一連番号については、交付申請書に添付された被災状況報告書に都道府県知事が付した一連番号を記載すること。
 4 本調書は1部を消防庁長官に交付申請書を提出する際に提出し、1部を都道府県知事が保管し、変更承認等必要事項の記録、補助金の額の確定の記録、財産処分等の記録に使用するものである。

別記様式第4

番 号
年 月 日

消防庁長官

補助事業者の名称
その長の職、氏名

年度消防防災施設災害復旧費補助事業に係る経費の流用承認申請書

年 月 日付け消防指第 号により交付決定された 年度消防
防災施設災害復旧費補助事業の経費を事務費へ流用したいので、消防防災施設災害復旧
費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり申請する。

1 事務費へ流用する理由

2 事務費へ流用しようとする補助事業の内容

(単位：千円)

補助事業名	配置又は 設置場所	数量	総事業費	補助対象 事業費	補助金額

3 事務費へ流用する金額

4 添付書類

設計書（交付申請書に対応するもので変更前の部分を下段に表示し、変更後の部分
を上段に表示することとし、二段書とすること。）

3 変更しようとする契約の方法、契約予定日及び補助事業完了の予定日

補助事業名	契約の方法	契約予定日	補助事業完了の 予 定 日	備考
		承認の日から 日以内	契約の日から 日以内	
		交付決定の日から 日以内	契約の日から 日以内	

- 4 添付書類（交付申請書に添付した書類のうち変更事項に係る書類を添付すること。）
- （1）設計書（申請書の様式にしたがって作成し、変更前の部分を下段に表示し、変更後の部分を上段に表示することとし、二段書とすること。）
 - （2）構造図又は設計図（変更に係る部分を赤字で表示すること。）
 - （3）位置図及び用地占有状況の説明書（変更に係る部分のみ）

記載上の注意

変更しようとする施設についてのみ記載するものとするが、全体計欄には、交付申請書に記載した補助金額の総額を記載すること。

別記様式第6

番 号
年 月 日

消防庁長官

補助事業者の名称
その長の職、氏名

年度消防防災施設災害復旧費補助事業に係る補助対象施設の規格の一部変更承認申請書

年度消防防災施設災害復旧費補助事業に係る補助対象施設の規格を下記のとおり変更したいので、消防防災施設災害復旧費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり申請する。

記

- 1 変更する補助対象施設の種類等
- 2 変更する部分
- 3 変更する理由（特殊事情）

（注）変更する施設の仕様書及び図面を一部添付し、変更する部分を朱書きとすること。

番 号
年 月 日

消防庁長官

補助事業者の名称
その長の職、氏名

年度消防防災施設災害復旧費補助事業の $\left(\begin{array}{c} \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right)$ の承認申請書

年 月 日付け消防指第 号により交付決定された 年度消防
防災施設災害復旧費補助事業に係る事業を $\left(\begin{array}{c} \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right)$ したいので、消防防災施設災害復旧
費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり申請する。

1 補助事業を $\left(\begin{array}{c} \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right)$ しようとする理由

2 $\left(\begin{array}{c} \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right)$ しようとする補助事業の内容

(単位：千円)

補助事業名	配置又は設置場所	数量	総事業費	補助対象事業費	補助金額

番 号
年 月 日

〔 消防庁長官 〕
〔 都道府県知事 〕

補助事業者の名称
その長の職、氏名

年度消防防災施設災害復旧費補助事業の遅延報告について

年 月 日付け消防指第 号により交付決定された 年度消防
防災施設災害復旧費補助事業について

〔 事業が予定の期間内に完了し難くなった
事業が年度内に完了し難くなった
事業の遂行が困難となった 〕 ので、消防防災施設災害復旧費補助金
交付要綱第11条の規定に基づき報告する。

1 〔 予定の期間まで 〕 に完了しない理由（補助事業の遂行が困難となった場合を含む。）
〔 年 度 内 〕

2 補助事業の施行の経過

3 契約（予定）日及び補助事業の完了予定日

補助事業名	契約（予定）日	補助事業の 完了予定日	摘要

備考 変更後に係るものを上段に、当初申請に係るものを下段に表示することとし、二段書とすること。

番 号
年 月 日

〔 消防庁長官 〕
〔 都道府県知事 〕

補助事業者の名称
その長の職、氏名

年度消防防災施設災害復旧費補助事業に係る補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で申請し、 年 月 日付け消
防指第 号により交付決定された 年度消防防災施設災害復旧費補助に係る
補助事業につき、〔完了〕したため、補助金等に係る予算の執行の適正化に
〔廃止〕したため、補助金等に係る予算の執行の適正化に
〔会計年度が終了〕したため、補助金等に係る予算の執行の適正化に
関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 補助事業の内容

補助事業名	配置又は設置場所	数量	変更の有無	摘要

2 補助事業ごとに確定を受けようとする補助金の額

(単位：千円)

補助事業名	総事業費	補助対象事業費	補助金の額
計			

3 契約の方法、契約日及び補助事業完了日

補助事業名	契約の方法	契約日	完了日

4 補助事業が年度内に完了しない場合における翌年度以降の補助事業の遂行に関する計画

5 添付書類

記載上の注意

ア 記載方法は、交付申請書の記載例によること。

イ 完了に係るものを上段に、申請に係るものを下段に表示することとし、二段書とすること。

ウ 補助事業の内容の表中「変更の有無」の欄には、第11条第2項に規定する軽微な変更の有無を記載し、変更がある場合には当該変更の内容を記載した書類を添付すること。

別記様式第10

設 計 書								
工 事 件 名		○○○○○○○○○○○○新設工事						
施 設 箇 所		○○○○町字○○○○番地（又は別紙）						
工 事 内 容		（規格の概要）						
設 計 総 額						千円	構成比%	
内 訳	本工事費							
	諸経費							
工事雑費								
事務雑費								
付帯工事費								
工種	名称	品種	寸法	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要

記載上の注意

- ア 工事件名については、現場打ち防火水槽 1 基、現場打ち耐震性貯水槽 1 基等の例による。
- イ 工事内容は、消防庁舎及び消防団拠点施設等整備事業にあつては、鉄筋コンクリート造 階建（延面積 m^2 ）、耐震性貯水槽、防火水槽及び林野火災用活動拠点広場の貯水槽にあつては、縦 m 、横 m （又は内径 m ）、深さ m 、備蓄倉庫及び林野火災用活動拠点広場の資機材保管等施設及びヘリコプター離着陸場の格納庫にあつては、鉄筋コンクリート造 1 棟（床面積 m^2 ）、林野火災用活動拠点広場の空中消火活動用広場（貯水槽を除く。）及びヘリコプター離着陸場（格納庫を除く。）にあつては、面積 m^2 等の例によること。なお、画像伝送システム（施設分）及び消防指令センター整備事業については、不要とする。
- ウ 数量の積算基礎は、別紙に記載すること。（構造図中でも差し支えない。）
- エ 歩掛かりは、摘要欄に記載すること。
- オ 本様式は、当該補助事業者等が用いるもので、本様式の内容を充足し、代替し得るものがある場合には、それによって差し支えない。

番 号
年 月 日

消 防 庁 長 官

都 道 府 県 知 事

年度消防防災施設災害復旧費補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号により報告された 年度消防防災施設災害復旧費補助事業に係る補助金の額は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定に基づき、金 千円に確定したので通知する。

番 号
年 月 日

消防庁長官

都道府県知事

年度消防防災施設災害復旧費補助金の確定について（報告）

標記補助について、今回次のとおり補助金の額を確定したので、消防防災施設災害復旧費補助金交付要綱第18条第3項の規定に基づき報告する。

1 確定状況（第 回）

（単位：千円）

交付決定額 ①	前回までの 確定額②	今回確定額 ③	確定総額 ② + ③	確定減額	残額 ① - ② - ③

2 今回確定内訳

（単位：千円）

団体名	施設の種類	配置又は 設置場所	交付決定額	確定額	確定減額
合 計					

（注）記載に当たっては、施設の種類ごとにまとめずに一件ごとに記載すること。

3 別添 実績報告検収調書（最終回のみ）

実績報告検収調書 (年度)

地方 公共 団体名	補助対象施設 の種類	配置 (設置) 場所	契約 年月日	補助 事業 終了 年月日	添 付 書 類											
					契約書 の写又は 請書の写	納品書 の写又は 竣工届の写 及びその 納品日 等	検収調 書の写 又は竣 工検査 書の写 及びそ の検収 日 等	設計書 別記様 式第 10 に準じ たもの	構造図 又は設 計図	位置図 及び用 地占有 状況の 説明書	躯体コ ンクリ ートの 強度を 証明す る書類 の写	二次製 品耐震 性貯水 槽等と して適 合する 旨を証 する書 類の写	検査済 証の写	無線免 許状の 写	写真	中継方 式図及 び法令 等に基づ く検査 又は認 定がな されたこ とを示 す証票 の写

- (注) 1 地方公共団体名、補助対象施設の種類、配置（設置）場所については、補助金交付調書の記載順に記載する。
 2 契約年月日欄は施設ごとに記載するものとするが、一括して契約した場合は 1 本にまとめて記載して差し支えない。
 3 添付書類の欄は、補助事業に関する契約書の写等が添付されているかを点検するものであり、添付されている場合には○印を、添付されていない場合には×印を附すること。

別記様式第 14

表 面

← 6.5 cm →

↑

第 号
年 月 日発行

官 職 氏 名
年 月 日生

9
cm

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第23条第2項の規定による検査員の証

年 月 日まで有効

↓ 総務大臣
(都道府県知事)

備考 用紙は厚質白紙とする。

裏 面

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
(昭和30年法律第179号) 抜すい

第23条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員はその身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

〔 第26条 (略) 〕

2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる。

() 内は都道府県知事が発行する場合